

新潟市病児・病後児保育事業 利用料免除申請書

(宛先) 新潟市長

新潟市病児・病後児保育事業の利用にあたり、以下のとおり利用料の免除を申請します。

住 所	新潟市 区	
保 護 者 氏 名	印 (本人が署名した場合は押印不要です)	
フリガナ 利 用 儿 童 名	平成・令和 年 月 日 生	
通園・通学施設	無・有() 保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・認可外保育施設・小学校	
免 除 理 由 (どちらかに○を付ける)	生活保護世帯	市民税非課税世帯

申請児童と同居の世帯員

申請児童本人、申請児童のおじ・おばを除いてください。

申請児童との続柄	フリガナ 氏名	生年月日
父・母・祖父・祖母・兄姉・弟妹・その他()		大正・昭和・平成・令和 年 月 日 生
父・母・祖父・祖母・兄姉・弟妹・その他()		大正・昭和・平成・令和 年 月 日 生
父・母・祖父・祖母・兄姉・弟妹・その他()		大正・昭和・平成・令和 年 月 日 生
父・母・祖父・祖母・兄姉・弟妹・その他()		大正・昭和・平成・令和 年 月 日 生
父・母・祖父・祖母・兄姉・弟妹・その他()		大正・昭和・平成・令和 年 月 日 生

注意事項

- ◆ 住民票上世帯分離をしていても同一家屋に居住する場合は同一世帯となります。二世帯住宅及び光熱水費等が別であることが確認できる書類が提出されたときは別世帯として取扱います。
- ◆ 離婚前提の別居(住民票上においても)をしていて、裁判所に離婚に向けた夫婦関係調整調停を申し立てている場合は、事件係属証明書(原本)もしくは呼出状の写しを添付することで、母子・父子世帯とみなすことができます。

利用料免除申請にあたっての確認事項

- ◆ 免除判定及び免除理由確認のために、担当課において同一世帯者、生計同一者の住民基本台帳、課税・福祉情報を閲覧(確認)します。閲覧に承諾する場合は、同一世帯者・生計同一者すべての方が、閲覧について承諾することを必ず確認してください。また、利用料免除の判定に必要な資料の提出を別途依頼する場合があります。
- ※ 担当課において確認の結果、市民税の未申告や必要な資料が不足する場合は、利用料の免除は行いません。ただし、後日資料の提出などによって、利用料免除の確認を行うことができた場合は、申請日に遡って利用料の還付を行います。
- ※ 下記の承諾がない場合は、利用料免除の判定を行うことができません。
- ◆ 市民税非課税世帯とは、4月から8月までは前年度分、9月から翌年3月までは当年度分の課税状況(世帯全員分)を用います。
- ◆ 4月から8月の利用時に本申請をした方も、9月以降に利用される場合には申請が再度必要になります。

利用料免除申請にあたり、上記確認事項について同意します。また、本申請書の記入内容に相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

(保護者)

印

(本人が署名した場合は押印不要です)

市確認欄